

水産物の放射性物質検査計画について（概要）

1 県産水産物の出荷制限の状況

海面	国出荷制限指示	無し
	県出荷自粛要請	
内水面	国出荷制限指示	ギンブナ（手賀沼） ^{*1} 、コイ（手賀沼） ^{*1} 、ウナギ（利根川） ^{*2}
	県出荷自粛要請	モッゴ（手賀沼） ^{*1}

* 1 手賀沼及びこれに流入する河川（支流含む）並びに手賀川（支流含む）

* 2 利根川のうち境大橋下流（支流含む。ただし印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水機場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。）手賀沼は支流に含まれる。

2 令和元年度の県実施検査の結果概要

（1）令和元年度検査実施結果

ア 海産魚種及び養殖魚

基準値（100Bq/Kg）を超えた魚種は無く、1/2 基準値（50Bq/Kg）を超えた魚種はなかった。

イ 内水面魚種

基準値を超えた魚種は無く、1/2 基準値を超えた魚種は 4 種であった。

3 令和2年度の検査計画概要

（1）県実施検査（精密検査）

ア 海面

（ア）検査頻度

令和元年度と同程度の頻度で検査を実施する。

（イ）検査対象魚種

別紙参照

イ 内水面

（ア）検査頻度

出荷制限等を行っている魚種のうち比較的放射性物質の濃度の低いものは、解除の検討を進めるため、出荷制限等の対象区域において、複数の場所で検査を

実施します。(手賀沼のコイ、ギンブナを想定)。

(イ) 検査対象魚種

別紙参照

ウ 養殖

(ア) 検査頻度

放射性物質の影響がほとんどないことから、経営体及び魚種毎に年 1 回とし、令和元年度と同程度で検査を実施する。

(イ) 検査対象魚種

別紙参照

エ 検査対象区域毎の検査予定数

	令和元年度計画	令和 2 年度計画	検査頻度 R1 対比
海面	20 検体／週	20 検体／週	同程度
内水面	8 検体／週	8 検体／週	同程度
養殖	10 種／13 検体	10 種／13 検体	同程度

(2) 県実施検査(簡易検査)

精密検査の他、漁業団体や市町村と協議のうえ、実施する検査について、令和元年度と同様に実施する。

※水産総合研究センター銚子分室に設置した簡易検査機器で実施

(3) 県以外実施検査

関係団体等による検査については、令和元年度と同様に実施される見込み。

(県は協力)

ア 漁業団体(大臣許可漁業)：広域回遊性魚種(カツオ、サバ、イワシ、サンマ等)を対象に検査が実施される見込み。

イ 市町村 : 銚子市、市川市で引き続き検査が実施される見込み。

千葉県における水産物の放射性物質検査の基本計画

令和2年3月31日
千葉県農林水産部水産局漁業資源課
電話 043(223)3039

本計画では、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(R2.3.23 改正原子力災害対策本部、以下「国の考え方」)、「農畜水産物等の放射性物質検査について(R2.3.23 厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官)」、「東京電力株福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針」(H25.9.3 原子力災害対策本部)、及び「汚染水問題による水産物の放射性物質調査の強化について」(H25.9.18 水産庁増殖推進部長)に基づき、検査方針を以下のとおり定める。

1. 検査対象品目

漁獲量や漁獲金額、地域の特産品、旬などの時期を考慮し、基本的に本県の主要な水産物（沿岸性魚種、広域回遊性魚種、内水面魚種及び養殖魚）について生息域（表層、中層、底層）に配慮して対象とする。

2. 検査対象区域・区分

県内漁業の操業実態を踏まえ、①銚子・九十九里（銚子市～長生郡一宮町）、②外房（いすみ市～南房総市白浜町）、③内房（館山市～安房郡鋸南町）、④東京湾（富津市～浦安市）、⑤内水面の区域、及び⑥養殖の計6区分とする。

3. 検査の対象魚種・頻度

対象魚種は、「国の考え方」を踏まえて見直した「放射性物質のモニタリング対象魚種分類」（別紙）を基本とし、これまでの調査・検査結果から、放射性物質の影響を受けやすい地域や、魚食魚、底魚、淡水魚（内水面）など高い数値が得られている魚種については、これらを考慮して検査回数を増やすなど重点をおいた検査（重点魚種）を実施するものとする。

検査の頻度は、重点魚種は週1回を基本とし、その他の魚種については適宜実施する。

4. 検査体制

(1) 沿岸性魚種、内水面魚種及び養殖魚

・検査は、県と関係漁協等と連携の下、実施する。

(2) 広域回遊性魚種（カツオ、サバ、イワシ、サンマ等）

・検査は、関係業界団体（大臣許可漁業）が主体となって実施する。

・県及び水揚港となる県内漁協は、サンプルの確保、発送等の手続きに協力する。

(別 紙)

放射性物質のモニタリング対象魚種分類

区分	主な検査対象魚種
(沿岸性魚種)	イワシ類、サバ類、アジ類、ヒラメ、カレイ類、アイナメ、メバル・ソイ・カサゴ類、サメ・エイ類、マダラ、アオメエソ、ホウボウ類、ブリ類、タイ類、スズキ、マゴチ、タチウオ、フグ類、アナゴ類、ボラ、キンメダイ、カツオ類、イセエビ及びその他の甲殻類、アワビ類、アサリ及びその他の二枚貝類、イカ・タコ類、ノリ及びその他の海藻類
内水面	ワカサギ、ウグイ、モツゴ、コイ、ギンブナ、ゲンゴロウブナ、ドジョウ、ウナギ、アユ、スジエビ、テナガエビ、モクズガニ
養殖魚	ギンザケ、マダイ、ヒラメ、シマアジ、アワビ、アユ、ニジマス、ウナギ、ナマズ、ホンモロコ